

避難所における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、特設公衆電話を設置し、避難者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、災害発生時または、災害が発生するおそれがあり、甲において避難所開設を行う必要がある場合、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで避難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（通信設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を整備し、乙が設置する通信設備（屋外線、保安器、屋内配線、モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に速やかに利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する通信設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は別表を作成し甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

2 前項に定める特設公衆電話の設置に係る経費は、乙が負担するものとする。ただし、設置に際して屋内配管等新たな設備の設置が必要な場合は、甲乙協議の上、甲が負担するものとする。

(移転、廃止等)

第 6 条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第 7 条 甲および乙は、年に 1 回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙 2 に定める接続試験を実施することに努めるものとする。

(故障発見時の扱い)

第 8 条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第 9 条 特設公衆電話の開設が必要となった場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとし、特設公衆電話の撤去後甲は乙に対し施設場所・期間について連絡を行うこととする。

2 前項の定めは、甲が実施する防災訓練等で甲が特設公衆電話を利用することを妨げるものではない。

(特設公衆電話の利用)

第 10 条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう努めるものとする。

2 特設公衆電話の利用に関する費用は、乙が負担する。ただし、甲が第 14 条に反して目的外利用を行った場合は、この限りでない。

(国際通話可能な回線の扱い)

第 11 条 国際通話可能な回線については、原則 1 避難所 1 台として設置する。

(特設公衆電話の利用の終了)

第 12 条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、甲は乙に対し撤去した施設場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第 13 条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第 1 4 条 甲は、第 7 条に規定する定期試験及び第 9 条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第 1 5 条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名・押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 2 8 年 7 月 2 5 日

甲 京都府亀岡市安町野々神 8 番地

亀岡市長 桂川 孝裕 印

乙 京都府京都市中京区烏丸三条上ル場之町 6 0 4

西日本電信電話株式会社
京都支店長 佐々木 康之 印

(別表)

亀岡市 避難所特設公衆電話一覧表

	地区名	施設名	住 所	連絡番号	予定収容 人員(名)	設置予定 台数
1	亀岡地区	亀岡中学校	内丸町13	22-0165	1,279	3
2		亀岡小学校	内丸町15	22-0155	772	3
3		城西小学校	余部町前川原46	24-3419	439	1
4		ガレリアかめおか	余部町宝久保1-1	29-2700	855	3
5		亀岡市役所市民ホール	安町野々神8	22-3131	164	3
6		亀岡地区自治会館	安町釜ヶ前9-4	22-5576	106	1
7	東別院町	別院中学校	南掛一ノ坪1	27-2354	415	1
8		東別院小学校	東掛岩脇9	27-2043	541	2
9		東別院町公民館	南掛藤ヶ瀬3-1	27-2001	24	1
10		東別院町ふれあいセンター	東掛一アン15	27-3332	232	1
11	西別院	西別院小学校	柚原佃24	27-2201	308	1
12		西別院生涯学習センター	柚原佃17	27-2214	93	1
13	曾我部町	曾我部小学校	南条荒水代1	22-0603	544	2
14		曾我部町公民館	南条北荒水代4-1	22-0604	334	1
15	吉川町	吉川小学校	穴川平田17	22-1210	301	1
16		亀岡運動公園プール管理棟	吉田上河原24	22-8810	64	1
17		亀岡運動公園体育館	曾我部町穴太土淵33-1	25-0372	491	3
18	篠田野町	南桑中学校	太田丸橋1	22-0612	688	2
19		篠田野小学校	佐伯源ノ坊18	22-0631	488	2
20		篠田野生涯学習センター	佐伯西ノ辻9-1	22-3840	124	1
21	本梅町	育親中学校	中野和田山1-2	26-2007	415	1
22		本梅小学校	井手早田垣内23	26-3009	299	1
23		ほんめ町ふれあいセンター	井手梅原3	26-3001	161	1
24	畑野町	畑野小学校	千ヶ畑西山5	28-2753	412	1
25		畑野町公民館	千ヶ畑西山5-1	28-2752	121	1
26	宮前町	青野小学校	宮川青野29	26-2004	322	1
27		亀岡市交流会館	神前長野15	26-5001	530	2
28	東本梅町	東本梅保育所	東大谷生子田69	26-2505	273	1
29		東本梅町ふれあいセンター	赤熊蟻間野35-1	26-2504	123	1
30	大井町	大成中学校	土田1丁目5-7	24-6858	593	2
31		大井小学校	並河1丁目3-1	22-3202	424	1
32		亀岡市立幼稚園	並河検見ヶ上7	25-1422	139	1
33		大井生涯学習センター	土田2丁目11-20-201	なし	177	1
34	千代川町	千代川小学校	北ノ庄国主ヶ森21	22-5158	424	1
35		千代川町自治会館	北ノ庄国主ヶ森19	22-5521	152	1
36	馬路町	高田中学校	溝ノ上14-4	22-0679	503	2
37		川東小学校	溝ノ上14-4	22-0679	506	2
38		馬路生涯学習センター	流川2-1	22-0661	200	1
39	旭町	旭コミュニティセンター	年角25	22-5533	24	1
40	千歳町	千歳町自治会館	千歳垣根2-3	22-0682	133	1
41		さくら公園体育館	国分後田1	25-9786	860	3
42	河原林町	河原林生涯学習センター	河原尻上六反田9-1	22-0120	112	1
43	保津町	保津小学校	構ノ内20	22-0350	424	1
44		保津町公民館	構ノ内53	22-0810	131	1
45	篠町	東輝中学校	広田3丁目28-1	24-3418	616	2
46		詳徳中学校	柏原中又7	23-9393	595	2
47		安詳小学校	篠中北裏68	22-0320	767	3
48		詳徳小学校	柏原田中3-1	24-5669	447	1
49		篠公民館(自治会館)	篠中北裏68	22-0047	90	1
50	東つつじヶ丘	東つつじヶ丘ふれあいセンター	都台3丁目6-7	23-3726	136	1
51	西つつじヶ丘	西つつじヶ丘ふれあいセンター	大山台1丁目12-13	23-2444	128	1
52		つつじヶ丘小学校	霧島台1丁目1	23-7877	502	2
53	南つつじヶ丘	南つつじヶ丘コミュニティセンター	大葉台2丁目43-1	25-8251	135	1
54		南つつじヶ丘小学校	大葉台2丁目28-1	25-2877	552	2
合 計					19,688	80